

## 令和8年度広島県薬物乱用対策推進本部会議議事要旨

1 日 時 令和8年6月12日(金) 13時30分から14時30分まで

2 場 所 広島市中区基町10-52  
広島県庁北館第1会議室

3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

### 4 議 題

- (1) 令和7年度広島県薬物乱用対策実施結果について
- (2) 広島県薬物乱用対策推進本部構成機関の活動報告等
- (3) 令和8年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について

### 5 担当部署

広島県健康福祉局薬務課麻薬グループ  
TEL(082)513-3221(ダイヤルイン)

### 6 会議の内容

#### (1) 副本部長挨拶

本部長である広島県知事が欠席のため、副本部長である広島県健康福祉局長が挨拶を行った。

#### (2) 令和7年度広島県薬物乱用対策実施結果について

各本部構成機関から報告された令和7年度の実施結果について資料1により、事務局が説明した。(括弧内は令和6年度比)

#### ア 広報啓発活動の積極的な推進

- 広島県健康福祉局が SNS 広告を配信した。表示回数は約 578 万回(2.4 倍)、クリック回数は約 21,630 回(1.4 倍)であった。  
また、県内の中高生から薬物乱用防止啓発ポスターを募集し、ポスター及びリーフレットを作成した。
- 広島市が大型ビジョンで PR 動画を放映し、若年層に向けた啓発を実施した。また、広報誌に大麻及びゾンビたばこについて掲載した。
- 広島県薬剤師会が作成した薬物乱用防止教室のテキストに、オーバードーズの内容を追加した。
- 広島県教育委員会が指導者の資質向上を図り、薬物乱用防止教育認定講師養成講座を実施した。
- 県内各地区の指導員協議会が薬物乱用防止教室及び講習会を実施した。回数は 144 回(+9回)、受講者は 18,894 人(+2,422 人)であった。

#### イ 取締りの徹底と厳正な処分及び水際対策の推進

- 闇バイトによる本県外からの大麻リキッドの密輸入事件で、中国四国厚生局麻薬取締部が関係者を逮捕した。
- 大阪・関西万博の開催期間中、広島税関支署が不正薬物等の取締りを強化した。

#### ウ 薬物乱用者に対する医療対策、社会復帰等の推進

- 中国四国厚生局麻薬取締部が薬物依存・中毒者及びその家族に対し、面談や再乱用防止プログラム等の支援を実施した。

- 広島少年院が職員と在院者が広島市精神保健福祉センターを訪問する機会を作り、長期支援のための連携を図った。
  - 広島県健康福祉局がエトミデートに係る相談窓口をホームページに公開した。
- (3) 薬物乱用者検挙・補導状況
- 県内及び全国の令和7年の薬物乱用者検挙・補導状況について資料1により、事務局が説明した。
- ア 覚醒剤事犯検挙状況
- 県内の検挙人員は100人、全国は6,395人であった。いずれも令和5年から増加傾向である。また、全国の再犯者率は6割以上であった。
- イ 大麻事犯検挙状況
- 県内の検挙人員は136人、全国は6,832人であった。いずれも30歳未満の若年層が7割以上を占めた。
- ウ 薬物別検挙者・補導者の割合
- 県内、全国ともに、大麻の割合が最多となった。
- エ 危険ドラッグ関係事犯検挙状況
- 県内の検挙人員は2人、全国は366人であり、いずれも令和6年より減少した。
- (4) 医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送状況
- 県内の、医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送状況について資料1により、事務局が説明した。
- 令和7年は585人が救急搬送され、女性が7割を占め、年代別では20代が最多となった。医薬品の過剰摂取の問題に関して、令和8年5月1日に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部が改正された。薬局やドラッグストアでの一般用医薬品の販売方法が厳格化された。
- (5) 広島県薬物乱用対策推進本部構成機関の活動報告
- ア 広島保護観察所
- 薬物依存症者に対する回復プログラムや薬物相談事業の実施状況等について、資料1により説明があった。
- 薬物事犯対象者に再乱用防止プログラムを、集団は46回延べ103人、個別は延べ39人に対して実施した。
  - 自助グループ及び医療機関から講師を招き、薬物事犯者の引受人及び家族を対象に講習を実施した。
  - プログラム終了後は、再乱用防止を目的に、自助グループ等の地域支援の機関の利用を促進した。
  - 全国では、医薬品の過剰摂取のために市販薬を万引きしたり、医療機関で処方された医薬品を過剰摂取して救急搬送されたりしたことで保護観察になる者もいた。
- イ 中国四国厚生局麻薬取締部
- 中国管内における令和7年の薬物事犯検挙状況等について、資料2により説明があった。(括弧内は令和6年比)
- 検挙件数は829件(+103件)、検挙人員は551人(+17人)であった。法改正により大麻が麻薬として規制されたことで施用罪が適用されるようになったため、検挙件数が増加したと考えられる。
  - 大麻以外の麻薬事犯について、検挙件数は58件(+22件)、検挙人員は32人(+10人)であり、全国と同様の増加傾向を示した。
  - 覚醒剤事犯について、検挙件数は341件(▲11件)、検挙人員は235人(▲11人)であり、減少した。
  - 危険ドラッグ事犯について、検挙件数、検挙人員ともに大きく減少した。
  - 匿名・流動型犯罪グループによる密輸が全国的に増加しており、県内で関係者が逮捕された。

## ウ 広島県警察本部

県内及び全国の令和7年の薬物事犯検挙状況等及び再乱用防止について、資料3により説明があった。(括弧内は令和6年比)

- 薬物事犯総検挙人員について、県内は200人(+4人)、全国は14,574人(+13,462人)で、いずれも増加した。
- 覚醒剤事犯の検挙人員について、県内は86人(▲20人)、全国は6,395人(+6,124人)であり、県内では減少した。
- 大麻事犯の検挙人員について、県内は103人(+22人)、全国は6,832人(+754人)であり、いずれも過去最多となり、30歳未満が7割以上を占めた。SNS上で大麻の危険性に関する誤った情報が広がっているため、若年層では大麻が違法薬物である認識が希薄であると考えられる。
- 県内の薬物事犯の再犯者は約48%の95人で、このうち約72%の62人が覚醒剤事犯者であった。
- 県内の押収状況について、覚醒剤・乾燥大麻ともに令和6年より減少し、大麻草・大麻濃縮物・コカインは増加した。
- 広島県警察本部生活安全部少年対策課が県内の小・中学校で犯罪防止教室を実施した。受講者数は302校(+17校)・73,739人(+25,890人)であった。
- 広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第三課が県内の学校及び企業等で薬物乱用防止教室・講演会を実施した。回数は594回(+15回)、受講者数は62,530人(+6,458人)であった。

## エ 広島県立総合精神保健福祉センター

薬物依存症者に対する回復プログラムや薬物相談事業の実施状況等について、資料1及び資料4により説明があった。(括弧内は令和6年比)

- 回復プログラムを実施している関係機関に対し、助言指導を実施した。
- 人材育成を目的に、薬物依存症対策支援者を対象とした研修会を実施した。
- 薬物依存症に関する相談を実施し、面接は233件(+25件)であった。また薬物依存症を家族に持つ人の勉強会を実施した。参加者数は151人(+24人)であった。
- 薬物依存症者に、回復プログラム『HIMARPP』を実施した。

## (6) 質疑応答

### ア 広島少年院

- 広島市精神保健福祉センターと連携した、在院者の社会復帰の支援の取り組みの目的及び効果について、副本部長から質問があった。
- 薬物乱用防止教育を実施した在院者から、相談窓口の案内の希望を受け、広島市精神保健福祉センターを紹介した。令和7年度は2人の在院者が職員と同行して当該センターを訪問し、支援内容の説明を受けた。

### イ 広島税関支署

- 全国の税関の薬物事犯検挙件数及び薬物押収量並びに広島県内の広報啓発活動について、副本部長から質問があった。
- 令和6年と比較して、全国の税関の薬物事犯検挙件数は約1.2%減少して約1,000件だったが、薬物押収量は約15%増加して約3,211kgだった。
- 県内の小・中学校を対象に税関教室を開催した。
- 大学生のインターンシップの受け入れの際に、税関の業務とともに不正薬物の密輸入に関する説明を実施した。

### ウ 広島県教育委員会

- 薬物乱用防止教育認定講師養成講座の目的について、副本部長から質問があった。
- 発達段階に応じた薬物乱用防止指導をすることを理解し、学習指導要領の内容を

踏まえた指導を実施することで、小、中、高等学校での薬物乱用防止教育を向上させることを目的に、当該講座を開催した。

(7) 令和8年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について

資料1により、事務局が要領案について説明し、令和8年度も関係行政機関、団体が緊密に連携して、総合的かつ効果的な薬物乱用対策に取り組むこととし、要領は原案のとおり決定された。

## 7 会議の資料名一覧

- (1) 次第
- (2) 配席図
- (3) 出席者名簿
- (4) 資料1 令和8年度広島県薬物乱用対策推進本部会議資料
- (5) 資料2 中国管内における令和7年中の薬物情勢(中国四国厚生局麻薬取締部)
- (6) 資料3 全国及び広島県内における令和7年中の薬物情勢について  
(広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第三課)
- (7) 資料4 令和8年度 薬物依存症対策事業実施要領(県立総合精神保健福祉センター)
- (8) 資料5 広島県薬物乱用対策推進本部要綱
- (9) 資料6 広島県薬物乱用対策推進本部名簿
- (10) 資料7 第六次薬物乱用防止五か年戦略
- (11) 資料8 令和8年度626ヤング街頭キャンペーン実施スケジュール
- (12) 別添1 “社会を明るくする運動”企画のチラシ「エディオンピースウイング広島」がイエローに輝く！！(広島保護観察所)
- (13) 別添2 薬物依存症相談窓口のチラシ、カード「薬物の乱用・依存に関する問題で悩んでいる方のご相談に応じています」(広島県立総合精神保健福祉センター)
- (14) 別添3 令和7年度薬物乱用防止啓発リーフレット(広島県健康福祉局薬務課)